

三和グループ人権方針

1. 人権尊重に対する基本姿勢

三和グループは、「安全、安心、快適を提供することにより社会に貢献する」ことを「使命」として掲げ、事業活動を行っています。三和グループの事業活動を支える多くのステークホルダーとともに社会課題を解決することで、サステナブルな社会の実現に貢献していくことに責任があると認識しています。

三和グループは、「コンプライアンス行動規範」において「人間尊重」を定めていますが、三和グループ人権方針（以下「本方針」という。）は、三和グループにおける人権の尊重に関する考え方を明確にしたものであります。

2. 適用範囲

本方針は、三和グループのすべての役員および従業員（正社員、パートタイマー、契約社員、嘱託社員、派遣社員を含みます）に適用します。また、取引先を含むビジネスパートナーに対しても、本方針の支持と人権の尊重を働きかけていきます。

3. 国際人権規範の支持・尊重

三和グループは、「世界人権宣言」を含む国際人権章典、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」および国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」などの人権に関する国際規範を支持、尊重します。また、三和グループが事業活動を展開する国や地域の法令を遵守し、国際的に認められた人権を尊重します。特に、それらの国や地域の法令やその執行によって国際的に認められた人権が適切に保護されていない場合には、国際的に認められた人権を可能な限り最大限尊重する方法を追求します。

4. ガバナンス体制

三和グループは、三和ホールディングス代表取締役社長を議長とする「サステナビリティ委員会」を設置し、「人権の尊重」に向けてグループ横断的に各種の施策を展開し、取り組みを進めていきます。

5. 重要な人権課題

三和グループは、事業活動に関連する次の人権課題への取り組みが重要であると認識し、優先的に対処していきます。

- ・セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護などに関するハラスメントの禁止
- ・あらゆる差別（性別、性自認、性指向、年齢、国籍、人種、民族、言語、肌の色、信条、宗教、社会的身分、障がい、財産、出身地域など）の禁止
- ・最低賃金に満たない賃金での業務強制、児童労働、強制労働の禁止

6. 人権デュー・デリジェンス

三和グループは、人権への負の影響を最小化するため、人権デュー・デリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。その仕組みを通じて、人権への負の影響の特定、防止・軽減に取り組めます。

7. 是正・救済措置

三和グループは、三和グループの事業、製品またはサービスが人権に対する負の影響を引き起こ

している、またはそれを助長していることが明らかになった場合、その是正・救済に取り組みます。また、三和グループの事業、製品またはサービスが人権に対する負の影響と直接関連している場合には、関係者への働きかけを通じてその是正・救済に努めます。社内外から報告可能な通報制度を構築・運用し、人権問題に関する違反の通報について適切に対応します。

8. ステークホルダーとの対話・協議

三和グループは、人権に対する負の影響に関する対応について、関連するステークホルダーや社外の人権に関する専門家との対話・協議を行います。

9. 情報開示

三和グループは、本方針に従った取り組みやその進捗に関する情報を適切に開示します。

10. 教育・浸透

三和グループは、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、役員および従業員に適切な教育を行います。

2023年11月1日
三和ホールディングス株式会社
代表取締役社長 高山 靖司